

公益財団法人京都市景観・まちづくりセンター広告事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人京都市景観・まちづくりセンター（以下「センター」という。）の財産を広告媒体として活用し、民間事業者等の広告を掲載（掲出を含む。以下同じ。）することにより、民間事業者等の広告の機会を拡大するとともに、センターの新たな財源を確保し、又は事業経費を節減し、もって地域経済活動の活性化及びセンター財政の健全化に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告事業 センターの財産を広告媒体として活用し、民間事業者等の広告を掲載することをいう。
- (2) 広告媒体 土地、建物、物品その他のセンターの財産のうち、広告を掲載するものをいう。

(基本的な考え方)

第3条 広告事業は、広告媒体の本来の目的に支障を生じさせないとともに、広告媒体の公共性を考慮し、社会的な信頼性及び公平性を損なわないようにしなければならない。

(掲載しない広告)

第4条 次の各号に掲げる広告は、広告媒体に掲載しない。

- (1) 法令に違反し、又は違反するおそれのある広告
- (2) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのある広告
- (3) 人権を侵害し、又は差別を助長するおそれのある広告
- (4) 選挙に関する広告
- (5) 政治性のある広告
- (6) 宗教性のある広告
- (7) 社会問題についての意見広告
- (8) 個人の氏名又は法人名の名刺広告
- (9) 誇大、虚偽、誤認等のおそれのある広告
- (10) 美観風致を害するおそれのある広告
- (11) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でない広告
- (12) 人材募集の広告

(13) 責任の所在が不明確な広告

(14) その他センターの財産を活用した広告として適当でないと認められる広告

(優先して掲載する広告)

第5条 広告事業の実施に当たっては、価格競争により優れた条件を提示した民間事業者等の広告を掲載する。ただし、価格競争により難しいときは、公共性及び地域性の高い広告を優先的に掲載する。

(広告の掲載基準)

第6条 前2条に規定する広告の内容その他の広告の掲載に関する基準は、別に定める。

(広告媒体等を特定して実施する事業)

第7条 事務局長は、広告媒体、広告の規格、募集方法、予定価格、選定方法その他広告事業の実施について必要な事項を定め、広告事業を実施する。

(補則)

第8条 この要綱において別に定めることとされている事項及びこの要綱の実施に関し必要な事項は、事務局長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から実施する。